旧商法の施行と三井諸企業の改組

安

明

岡

重

はしがき

民法・商法の公布と商法施行に対応した三井組の動向

三井組組織草案

 \equiv \equiv 合資会社三井組定款 民事会社三井組定款

至 合資会社三井組契約 民事会社三井組規約

合資会社三都井組案

3

(七) 三井合名会社契約

合名会社制度の採用とその意味 35

四 득

は かぇ ž

明治憲法が、 施行され、 つづいて民法・商法の公布、 施行が日程にのぼりはじめたころから、三井家においては家

限責任制の会社に切りかえようとする方向が検討された。

2

する財源の形で管理する、

同苗の共有財産は分割しない、という諸点にあった。

制 せる方向を考えていた。 度の確立を家憲制定という形で確定し、 三井家の諸事業(諸企業)については、 同族の共有財産は民法上の団体としての民事会社を創立してそれ この民事会社から資金の提供ないしは出資を受ける有 12 運 角

九年の三井家定則 本財産とし、 改訂を目ぎしたものであった。この定則以下の諸規則が実際に行なわれたものかどうかは、 加筆の様子からみると、 家制度改革は それを絶対に喪失しない維持方法を考え、共有財産の他の部分はその収益でもって同苗の生計費を捻出 明治に入ってからでも、 (三井家申合家則)、 実施されたものと判断した方がよいと思う。 同苗申合細則、 同三年以降、 同苗一致決心誓約書、 店制の改革と並行して行なわれてきた。 家制度改革の主眼は、 三井組成規などは、 共有財産の主要部分を基 現在の私には分らないが、 家制度全般にわたる そのなかでも明治十

態にこみいった工夫があったことについては、すでに明らかにしたとおりである。しかし、 けではあるけれど、 前に合名会社に切りかえられた。 責任制の合資会社の制度をとることを考えている。後述するように中川上彦次郎は株式会社は制約が多く不便だとい ことをさけることにあった。有限責任制の確立していない段階で分離ないし創立された三越や三井物産会社の所有形 会社形態をとることを示しているから、他の三つの企業も三井銀行と同じく合資会社制度を採用することが予定され っている。 一井の諸企業を有限責任会社とする目的は、 (旧商法) そこで、 の段階の三井家においては、 当時有限責任制をとることのできた合資会社案をほぼ採用するはこびに至ったが、 本稿で検討するように諸会社案は、 このことも後述のとおりである。 各企業に有限責任制の株式会社制度をとらせることを考えておらず、 いうまでもなく、 銀行·物産· 一企業の破綻が他の諸企業や三井同族の財産に こ の 間 鉱山 の事情がわかるのは、 ・呉服の四企業について、 明治二十六年七月施行の 三井銀行につい いずれも同一の これも発足直 有限 てだ 及ぶ

いたかをあきらかにしたい。ここに示した諸会社案が、当時立案された企画のすべてであるかどうかもわからない現 とができた諸会社案に検討を加え、民法・商法の施行に伴って、三井家およびその諸事業がいかに変化しようとして あとで三井銀行と同じ理由で合名会社制度をとったものと考えられる。本稿では、 現在までに筆者が見るこ

ていて、

状では、三井家改革の方向についての目途をつける程度にしか立ち入ることができない。 注 1 安岡重明「日本における財閥の原型―鴻池・三井を素材とした試論」(同志社大学人文科学研究所編『社会科学』 第三・四 安岡重明「明治十年代の三井組」(『同志社商学』第一九巻第二号、一九六七年九月)。

2

合併号、一九六六年)。

民法・商法の公布と実施に対応した三井組の動向

とるまでに検討された諸案を分析することは民法・商法が三井財閥の形成にとっていかなる意味をもったか、 れに対処していかなる会社形態を採用すべきかについて多くの考慮がなされ、それらが草案の形で残されている。こ れら諸案は、 民商法の公布に伴い、三井同苗の結合形態および共有財産の所有・運用の再検討が必要となった。三井組では、 ひいては財閥組織上の問題の所在を明確にするであろう。現在までに入手しえた諸会社案を列挙すればつ どの程度実施に移されようとしたのか不明であるが、諸企業 (銀行・物産・鉱山・呉服) が合名会社形態を をあき

三井組組織草案 明治二十二、三年頃 ぎのとおりである。

別一九四六—一〇、追一三三六 (三井文庫文書番号)

2、合資会社三井組定款

3の1、合資会社を民事会社とする修正案

追一三三六 追六八七十六 研

3の2、民事会社三井組定款

明治二十五年

追六八七一四

追六八七一五

5 民事会社三井組規約

6 合資会社三都井組資本部内規 合資会社三井組契約

三井合名会社契約

追八四〇

追八四〇

追一六七八一五

三井組組織草案

ている。つぎのとおりである。 組組織草案」は、 者の推定する前後に従って検討する。そのうち三井高保が欧米での調査旅行を終えて帰国した直後に作製した「三井 民商法の公布・施行という事態に直面して、これに対処するために立案された家制度および企業形態の改革案を筆 改革案のうちどく初期のものに属すると思われる。この草案には、序文があり、草案の趣旨を記し

るが、 回英国に駐留中の益田氏と相談して法律家ネス氏と意見を交換して組織草案を編制した。』 法の発令もまさに近いことであるから(民法・商法公布は明治二十三年四月)、組合改良の方法を講ずべき時期である。 いては有限責任、 会社の制度を採用し、 は、-人智の発達、 『英国においても 富豪が財産を一家一門に分与し、 一九世紀の一般の結合方法は、 独立の精神の伸長に伴って、分離破散するにちがいない。英国においては、旧富豪は合資有限責任 無限責任の制法はないが、 「規約ノ厳正ト責任ノ有限ヲ以テ本源ノ崩隤ヲ防キ技川ノ快流ヲ企画」している。 すべて組合法および合資有限責任会社の形をとっている。古い形態の事業方法すべて組合法および合資有限責任会社の形をとっている。古い形態の事業方法 近時有限責任を規約の冒頭に大書する会社が創立されている。 その一門の財産を結合して組織し、代を重ねている家が多数あ わが国に お

変ってい

ない。

各自ノ間ニ約定ヲ結フ、左ノ如シ」とあり、 さて、「三井組組織草案」の前文は 「左ニ記ス証 四十一カ条が、 人ノ目前 ニ於テ三井某、 章節をたてずに列記されている。 三井某ここここ 等此 重要な条々を抜萃しよ ニ組合ヲ結フニ 付

(以下傍点は筆者による)

第 二条 運用スルノ目的ヲ以テ、今ヨリ二十年間更ニ組合ヲ結ヒ営業ヲ為スモノトス、而テ組合ノ称号ヲ三井組ト称ス 三井某、三井某ミミミと此ニ組合ヲ結ヒ三井家従前ノ営業ニ闘キ尚之ヲ永久ニ保統センヿヲ主トシ、動産不動産ニ資金ヲ

此組合ノ資金ハ金ととと万円トス、此資金ハ従来三井組ニテ営業セシ所ノ財産ニシテ即テ当組合各自ノ資金ナリトス、

ΠIJ

テ各自ニ属スル割合ハ左ノ如シ

第三条

金こ 金何 万円 × ×

> Ξ 井 某

井

菜

 \equiv

後 略

う形で維持され、 を運用する、 右 の意味は、 これを二十年の組合契約とする、ということである。 三井同苗から出資した資金をもって、三井家従前の営業を行ない、 各家は共有財産に対する持分権のみをもっている形であった。 従来の共有財産は、 この草案でも、この点は基本的には 動産・ 初代・二代の遺訓を守るとい 不動産の売買・所有に資金

は 事 無給である。重要事項は委員だけでは決定できない。 務を執行する委員は、 委員の権限は左の通 組合中より五名以内が選挙され、 委員の任期は三年、選挙されたら辞退できない(第四、 そのうちの一人が営業主務者となる。 委員および主務者 五

Ę

5 第九条 当組 ノ事務ヲ総括シ始終世ノ形勢ニ注意シ、外ニ対シテハ倍当組合ノ信用ヲ厚シ、内ニ於テハ当組ノ□利ヲ謀ルヿヲ勤ム

研

新ニ事業ヲ創起シ亦金額五万円以上ノ資本ヲ動不動産ニ投入Tハ組合総会ノ許可ヲ得ヘシ

ノ為メニ謀ルヘキコアレハ二名以上ノ同意ニ拠リ何時モ総会ヲ開クヘシ

事目下ニ切迫シ当組ノ為メ打捨置キ難キトキハ前条臨時集会ヲ開ヘキ事柄タリトモ委員ノ衆懲ニ依り執行スルモ妨ケナシ、此場

合ニハ直チニ総会ヲ開キテ其事柄及切迫ノ事情ヲ申述ヘシ

右等ノ外小事ハ皆委員ノ衆議ニ拠リ執行スルモノトス

委員中一人勘定検査役ヲ撰任ス

会計についてはつぎのように規定する。各自の資金および増加した資金は資本勘定の座に記帳し、この金額に対し 委員中二人ノ掛リ員ヲ置キ組合人ノ行状ニ注目シ又ハ家向キ及身分ニ拘ル事柄ニハ相談役トナリ時宜ニ拠テハ都テ役場ニ引受ケ

収益ハ其内ヨリ営業経費家屋ノ修繕損失及資本金ノ利足等ヲ引去リ残リ純益ヲ資本金額ノ割合ニ各自持株へ割渡スへ

総会において定められた利足を支払う(第十条)。資金に繰入れたものは約定年期中は払戻さない(第十一条)。「当組

シ」(第十三条)、損失の場合は、「組合人損益負担之割合ニ応シ各自ニ割当テ資本金ヨリ引去ルモノトス」(第十四条)と

ただし右の「左ノ割合」 同族が受けとったのである。 らないようにみえるが、 直ちに資金に繰込み次期より 利足を受けとる(第十五条)。 こうみると 純益も利足もまったく同族 あるが、これはやはり、 残額臨時要金ニ充、各自ノ積金トシテ預リ置クヘシ、 実は第十六条でつぎのように定められているから、純益および利足のなかから家計費のみは 出資割合に応じて、という意味であろう。しかし純益金も利足も各人に割賦することなく、 の記載はない。 「純益金中各自ノ家計ニ充ル為メ引去リ、其内左ノ割合ヲ各自ノ定額金トシテ本人へ渡 純益金が少ないときは、第十六条の積金より弁ずるか、 但シ本条ノ歩合ヲ引去リタル残額ハ資本ニ繰入ルヘシ。」 資本中より一時貸出 (組合人) の手に

ぼすことないようにせよ」としている。

徳義に反した行為のあったものは、

すが、 これには利足をつける (第十八条)。

の営業に従事することは許されないが、委員の許諾をえれば銀行・公立会社の役員となってもよい(第二十条)。 合人の行動についても制限がある。 また公債証書および公認された有限責任の会社・銀行の株以外の所有は許さない(第十九条)。 組合営業外に自分の金で直接・間接ともに貸付をなしたり、 保証に立っては 組合人は他

人は自分の財産が所分を受けるなどの事がある時は必ず事前に組合に知らせる(第二十三条)。

ちこの場合、 損害になることをなしてはいけない を請求することはできない。 証書を取かわし、 であずかり、 りうけ全員の承諾により組合に加盟することはできる。約定年限中に退社したものがあってすら、 組合人の持分について。組合外の人へ自己の持株を売ってはならない。ただし同姓の近親は総額または幾分かを譲 三井銀行定期預金の利足に準じた利足を払う(第二十六条)。 出資から貸借への変更が行なわれるのである。退社する組合人は、従前の営業に存する「無形 資金を預り金に変更すること、 退社するか除名された組合人は、 (第三十四条)。 組合に生ずる負債に関係ないことを証明する(第二十八条)。 との約定に違反したもの、 この組合に対し営業上の競争はもちろん、この組合の 第二十六条の場合、 負債をなし、 返済をなしえないもの、 組合と退社人との間に その者の資本は組 シノ利益

この組合約定に記載していない事柄については、 最終の第四十一条は「この約定をなすにあたり、 すべて旧三井組の慣行を斟酌し、 組合人一同は、 従前の対外的関係を整理し組合に不都合を及 組合人の総会で決定する(第三十

組合人一同の衆議により退社させる(第三十五条)。

7 実施された証拠は見当らない。 組合契約として三井組を改組する案はどういう結末をみたか不明であるが、 この組合は、 無限責任の私盟会社ともいうべきものであるから、 現在までには、 三井 三井高保の目ざして 組

第十四条、

研

譲渡や組合人の行為についてきびしい制約を設けており、

契約関係としてこうした制約を守らせようとしたことはあ

きらかである。

せよ)。 ・ 図していたことかどうかは不明であるが、 治十九年の家則等では、 あろうか。 十八条などから、 有財産からの出資であれば問題は別であるが、従来持分だけきまっていて分割されることはなかった共有財産も、 いる。しかし、 一十八条の規定では、 た有限責任制は実現されようとはしていない。 出資の形の持分が契約による貸借関係に切りかえられるごときは 考えがたい (三井家申合家則第八条、 第一条・第三条は、この組合の出資金は、 諸条項は、 同苗が三井組から退社する場合を考えた規約は明治十九年までの家則ではみられないものである。 無限責任の組合結社であるとみるべきであろう。だとすると、 組合年限が終了すれば分割される危険性を蔵するものである。この点はこの組合約定草案が意 同族の自由な経済活動を制限すること多く、同族団よりの同苗の自立に対処する規定をもって 不埓な同苗を一方的に除籍する規定はあり、また持分権が相続人に譲渡されることはあって 幾分かは従来組合人の自由を認めた形になっている。 世襲の共有財産であることを示している。 有限責任・無限責任を規定した条項はないけれど、 この組合案は何をねらってい しかしながら、 しかし一方で持分の 第九条を参照 各家の個 たので 明 第

抵当の条項がこの三井組組織草案にはないからである。 組織草案を指しているものではなく、類似の民事組合案に対してなされたものであろう。 民法起草者ボアソナードは民事組合案に対してつぎのような意見をよせている。 この案には二つの反対論があるだろう、 彼は、 民事組合は 「徹頭徹尾御望ニ協へ候様」 彼のいう民事組合案とは、 第二反対論にい に成立するも われている

該民事組合付其性コソ民事ナル其身商人タル組合員ガ組合自身ヲ利スルカ為メ仮面ヲ被リ仮名ヲ冒シテ商業ヲ為ス

こという。

のと確信するが、

ものであると推察できる。

ノ信用ヲ損スルニ至ラン 該民事組合若シ商業ニ因リテ自身ヲ利セストスレハ其目的タル組合員ノ財産ヲシテ債主ノ抵当物ニ供シ去ル者ニシ (果シテ然ラハ是レ合法組合ニ非ス)

ニ帰着スヘシ云々(果シテ然ラハ是レ民事組合ニ非ス)

しかしボアソナ 今第一反対論ニ対シテハ該民事組合ハ商業ニ非サル他ノ目的アル事ヲ指示スルヲ得ヘシ、現ニ今度ノ新商法中商法ノ規定ニ従ハ ードは右の二つの反対は根拠がないと論破することができる、という。

スシテ民法ニ佐ル可キ共算商業組合アルヲ承諾シタリ(商法第六章第五節共算商業組合参看)

ヲ知り置クモ亦是レ便利ノ事ナリトノ理由ヲ陳スルヲ得ヘシ.| 第二反対論ニ対シテハ先ツ彼ノ抵当ヲ抑ヘ置クハ後日ノ処分ニ都合宜シカランガ為メナリ、次ニ抵当ヲ抑へ前以テ其金竄ノ鸞敦

基本となる箇条を記して参考に供したい、という。なお右のかき方からみて、この意見書は、商法公布直前か直後の と推察する、 当該民事組合の本来の目的は、 以上のべたことは、 民事組合の発案者の所見と相違ないものと仮定して、いよいよ組合を作るに際して 同族員一同をもって、 個々人を支配し、一族の財産を保持しようとするにある

第 バ英額ヲ金員ニ見積ルカ或ハ其全数ヲ仮ニ八ト定メテハ分ノ四。八分ノ二。八分ノ一等ニ分ツカ其何レノ方法ヲ取ルヤヲ定ム 同族員 (幾人ニテモ)ハ該民事組合ニ其現有財産 (動産若クハ不動産) ノ一部若クハ全部ヲ加へ又各同族員ノ出資額不同

カヲ定メ、又其事務ノ監理ハ同族員ニー任スルカ或ハ同族員ノ配下ニ立テテ権限ノ定リタル他人ニ依托スルカヲ決ス可キ事 (或ハ準セスシテ)其利子ヲ取ル可キヤ如何ノ事 該組合ノ指揮ヲ組合員ニ属セシムルニ付テハ議事ハ一人ニテモ多数ナル者ニ決スルカ或ハ其三分ノ二ノ多数ニ因リテ決スル 骸民事組合付其組合員各自ノ商業ノ為メ之ニ金ヲ 貸与 スルニ当 リ 共算商業組合ノ主義ニ従ヒ借用人ノ利益ノ割合ニ準シテ

研 (安岡) 究

> 第五 第四 該民事組合員ハ他人ニ其権利及持分ヲ売却若クハ讓与スルヲ得ス、 同族員中破産スル者アレハ該民事組合ハ裁判所ノ命令ニ因リ組合財産ヨリ其持分丈ケヲ引渡スノ責アル 但シ同組合員ニハ之ヲ売却讓与スルヲ得ヘキ事

第六 該民事組合ハ其成立年限ヲ定メ置キ追テ之ヲ継続ス可キ事

ノ相続人ヲシテ其権利及位置ヲ継カシム可キ事 該民事組合ハ其組合員ノ一人若クハ数人ノ死亡破産ニ因リテ解散セス、此場合ニハ其残リノ組合員ニテ之ヲ持続シ、

お

决、 格ノ者へ譲リ渡ス歟又ハ合格ノ者ト雖トモ加入ヲ好マサルモノハ第二十六条ニ準スベシ」と定められている。 言ニ拠リ第二十五条ノ但シ書ニ合格(同姓近親者) 場合の規定についても定めはある。組合人死亡については第二十七条に「組合中満期前死去セシモノアレハ其者 第六の組合年限は、 令により引渡す定めはないが、 いてあつかわれていた。 一十条で禁止されているので、問題にならない。 第八 ボアソナードの八カ条の基本条件は、 両説同数の場合は会長の意見による、ときめられている。第三の組合員各自の営業資金貸与は、 該民事組合ハ其名称ヲ設ケ民法財産取得篇第百十八条ニ従ヒ其契約ヲ公告ス可キ事 第一条に二十年と定められている。ただし継続の規定はない。 組合人の出資額が明示される形になっていた。 第二十三条に、 さきの三井組組織草案にはほぼ明示されている。 財産所分をうける場合は事前に組合に知らせる義務をかかげている。 第四の同族中に破産した者がある場合、その同族の持分を裁判の命 ノ者ニ譲り渡シ組合ニ加入セシィテ死者ノ跡ヲ嗣セシム、 第二の議決 については、 第七の組合人の死亡または破産の 第一点は、 第三十九条に多数 各自の営業は第 草案第三条に

以上草案には、 ボアソナードの指示する諸点は、 ほば盛り込まれているので、 彼が意見を求められたものは、 右に

規定されていないが、「組合ノ入社退社ハ逸々官報及新聞紙ヲ以テ広告スヘシ」(第三十三条)との

若シ不合 第八の

遺

定めはある。

組合契約の公告は、

Þ

ス

V

ル

が、

三井組を民事会社とすることには、

若干の疑義をもっていたことは、

右の意見書のなかでも窺

心う

掲げた草案以前の草案であったのかも知れない。

つぎにこの問題についてのロェスレルの意見をかかげる。

然別物ト為シ、此会議ヲシテ他ノ三井各商店ヲ支配スルト同族ニ三井組ヲ支配セシムルニ若カス、 シテ或ハ商事会社ニ類似スルノ嫌ナキニ非ス、故ニ三丼組ヲ純粋ノ民事会社ト為スニハ同族会議ヲ三井組ト引キ雕シテ体面上測 事ノ可否裁判スル |ノ事務タル財産ヲ所有シテ之ヲ同族各家ニ貨附クルニ在レハ其住質問ヨリ民事ニ属シテ之ヲ民事会社法人組織ト為スヿヲ 但シ同族会議ヲ三非組ノ内ニ置キ、 ノ権限ヲ有スルトキハ三井組ハ同族各家ニ財産ヲ貸附クルノ外ニ更ニ商事会社ヲ直轄スル 此会議カ直接ニ三井銀行・三井物産会社等所謂商事会社ノ事業ヲ監査シ若クハ ノ職務ヲ帯フル

社公告ノ要点ハ商法中ニ見ユ)ヲ公告スヘシ、但シ民事会社ナレハ公告ノミニテ登記ヲ為スニ及ハス サル可ラス、合名会社ハ社員ノ数ニ制限アル等採用スルニ便ナラサル処アリ)、会社組織ノ上ハ社名、 三井組ヲ民事会社法人組織ト為スニハ合資会社ノ形ヲ取ルヲ可トス (株式会社ノ形ヲ取レハ高法ノ明文ニ拠リ高法ノ規定ニ従ハ 位置、 会社ノ目的等

てい 組内に 0) らどうか、 を純粋の民事会社となすには、 p ㅁ ı る。 工 ス お ス V つぎにとりあげる「合資会社三井組定款」、「民事会社三井組定款」、 か V ということであった。そして三井組を会社法人組織となすには、 ル れ ルの主張は、 の提案と、 た同族会議が三井組の諸企業を指揮するとなると商事会社の性質をもおびることになる、 おそらく無関係ではなかろう。 三井組を民事会社とし、 同族会議を三井組と切りはなし、 その財産を同族に貸付ける形をとることは問題はないが、 この会議に三井各企業と同時に三井組を支配させた 「民事会社三井組規約」 合資会社の形態をとるのが 等の諸案は、 よい、 だから三井組 その三非 ح っ

11 るのであるが そのほかにつぎのごとき表現でこの点に言及している。 研

分割の可能性は、すでに私も指摘したとおりである。

水ヲ汲取ルノ権ヲ有スト雖トモ、其ノ井ノ為ニ民事会社ヲ組織シテ其ノ使用権ヲ保確セントスルハ蓋誤レリ。 件ナリトス。今三井家ノ場合ハ共同ノ井、若ハ他ノ共有財産ヲ有スル村落ノ如シ、其ノ村民ハ一定ノ制規ニ従ヒ、其ノ井ヨリ用 家ニ在テハ共有財産ヲ以テ中心トセリ。是ヲ以テ民事会社ヲ組織シテ三井家財産ノ基礎ヲ契約ノ上ニ置ントスルハ実ニ重大ノ事 抑々民事会社ハ単ニ組合人ノ契約ヲ以テ組織スルモノニシテ、会社ノ財産ハ組合人カ各へ契約ニ従ヒ支出シタル金額ヨリ成立ス ノタリ。而シテ其ノ家法ハ共有財産ノ結果トシテ、且其ノ為メニ制定シタルモノナリ。会社ニ在テハ契約ヲ以テ中心トシ、三井 モノトス、今三井社ノ場合ニ於テハ其共有財産ハ各家族ノ契約ニ依テ成立スルニアラス。全ク始祖ノ遺恵ヲ紹継スルニ依ルモ

とすることにより共有財産を契約上の関係に切りかえることが果たして適当か、と問題点を指摘している。共有財産 社とすることは不自然だという意見である。また共有財産は遺恵として継承されているものではないのに、 民事会社

これは、三井家憲第二草稿に対する明治二十四年七月二十日付のロェスレルの意見の一節である。三井組を民事会

然レトモ若日本法律ニシテ法人ニ均シキ族産ノ成立ヲ許サヾルノ確証アラハ、民事会社ヲ組織スルノ外亦他ニ良策ナカランカ。

(二) 合資会社三井組定款

いる(第八、九条。 ただし金額は記載されていない)。 役員は、総長一人、取締役四人、副長一人、幹事四人と定められて たは保護預りをなすこと、の二項が定められている (第六条)。 資本金については、総額と社員の持分額が定められて まる (第四条) としている。 会社名は「民事合資会社三井組」とされている (第一条)。 そして当会社は一の法人にしてその責任は会社の財産に止 「合資会社三井組定款」は、あとで修正されて、「民事会社三井組定款」となる。前者の合資会社三井組定款では、 業務は、財産を所有し、その収益を獲得すること、および三井家一族に資金を貸出

て の

「合資会社三井組定款」

員 は他の会社商店の役員・被雇人となることはできない(第二十条)。 ・被雇人となることはできない (第十九条)。 総長以外の役員は総長の承諾をえなければ、 自ら商工業を営み、 ŧ

15

る (第十条)。

総長は、

当会社の総会の決議により承認された外には、

自ら商工業を営んだり、

他の会社商店の役

た

る って開 総会には前期分の決算の確定を決議する通常総会と、 (第二十五条)。 かれる臨時総会とがある(第二十二、三条)。 定款の変更等は全社員の一致が必要 総会は出席員の多寡に拘わらず、 (第二十六条)。 総長の意見または取締役・総社員の四分の一以上の連署によ 出席社員の過半数をもって決議 す

0 内規に従 計算については、 い社員およびその一族に支払った金額は、 毎年度の収益は積立金とし、 便宜上動産・不動産にかえておくこともある 会社の配当として決算する (第三十三条)。 (第三十二条)。

当会社

Ġ, リテ ル 求することはできない 組み合わせしめることはできない(第三十八条)。 社員ノ相続人又ハ無能力トナリタル社員ト共ニ会社ヲ継続スル事アル可シ」。 社員については、 /退社/ この会社は継続するということであろう。 原因トナルトキト雖トモ会社ヲ解散セス、 つぎのように定められている。 (第三十七条)。 社員は各出資持分を社員外に質入・譲与・抵償としたり、 「第三十九条当会社ノ社員中死亡・禁治産 当会社の出資金および積立金は業務年間中、 且闕欠持分ヲ定メ他ノ社員ニテ之ヲ継続スル 要するに 社員の事故・死亡があっ ・破産、 第三者をその持分に 社員から払戻しを請 カ 顕然ノ無資力者 叉 ハ死亡シ

条中 非 〔第一条〕三井組ト称ストアルモ斯ラハ商法第百三十九条二項ニ抵触シ其責任ヲシテ無限 妨ケ 故 = シピ 他 名称ヲ用 この点については別に述べよう。 7 ル (追六八七一六)には付箋が張ってあって会社の名称につい ノ可 ナリ ŀ ス 然レ 1 モ 商法実施前ニ在テハ敢テ此恐レナシ、 て注意を喚起してい 依テ暫ク三井名称ヲ存 ナラシ 厶 ル 恐 レナ 本

ス

ル

ΞE

ナ

記す。

研

を掲げている。

民事会社三井組定款

「民事会社三井組定款」(追六八七一四)は、 右の「合資会社三井組定款」を修正したものである。 つぎにその大要を

をもって組成す(第三条)、 民事会社三井組定款」 (明治二十五年) は、八款から成っている。 当会社は法人にしてその責任は会社財産にとどまる(第四条)と規定している。 第一款名称及組織では、当会社は三井家同族のみ 第二款では

財産を所有し、 その利益を収得する事 当会社の目的として、

- 三井家同族に貸付をなす事
- 三井家一族の家産保管預りをなす事

員とその「出資額持分」の割合は左のとおり「氏名および金額は未記載」、 第三款資本では、 当会社の資本は基本財産と営業資金の二種に分ち、その総額を○○円(空白)とする(第七条)、 としている (第八条)。

社

よび総長以下の役員は、総会ないし総長の「承諾ヲ得ズシテ自ラ商工業ヲ営ミ若クハ他ノ会社商店ノ役員被雇人ト為 第四款役員では、 総長一人、主事二人あるいは一人、参事若干、支配役一人の役目を規定している。そして総長お

ルヲ得ズ」と定めている。

よび決算書を示し、 第五款総会では、 決算確定の決議をなす (第二十条)。 臨時総会は、 通常総会と臨時総会とを規定している。 通常総会は毎年二月、 総長あるいは主事の意見によるか、 八月に開き、 前半期の業務報告お 総社員四分

の一以上の要求で開かれる(第二十一条)。 総会は総社員の半数以上の出席を必要とする (第二十三条)。

第六款計算では、当会社の基本財産より生ずる純益金はすべて積立ておき、十ヵ年目ごとに(『時宜ニ依り』 と傍書あ

に加増する り) これを同財産に加増すべきものとする(第三十条)。 (第三十一条)。 当会社の損益を精算し、 語経費および役員の俸給・賞与を引き去ったあとの純益金は、 しかし当会社の営業資金に対する積立金は、 時宜により同資金 つ

十分の二 営業資金に対する積立金

十分の一

通常積立金

ぎのとおり配当する。

十分の二 予備積立金

十分の五 社員分配金

産・破産等により退社する者があっても、そのために会社を解散しないし、 また第三者を「其持分ニ組合ハス事ヲ得ズ」(第三十六条)。第三十七条では、 外は払戻しを請求できない 第七款印章は略す。 第八款では、社員および社員の出資金について規定している。 (第三十五条)。 社員は各出資額持分を譲与質入もしくは「抵償」とすることはできない、 当会社の社員中、死亡・禁治産・准禁治 「且ツ死亡シタル社員ノ相続人又ハ無能 社員の出資は会社解散の場合以

右のように営業に対する積立金が明確化された。 積立金の条は、 一たん「積立金十分ノ三、予備積立金十分ノ二、 分配金十分ノ五」と立案されたが (追一三三六)、

力トナリタル社員ト共ニ会社ヲ継続スル事アルベシ」としている。

回 民事会社三井組規約

ないしは、事務規程といった性格のものにみえるが、二・三重要な条項があるので、その点を説明しておきたい。 なっていて、記載の様子からみると、規約の草案の下書きといった感じのものである。形の上からいえば定款の細則 資本金、営業、 民事会社三井組定款」の細則とみられるべきものに「民事会社三井組規約目録」(追六八七-五) 帳簿諸報告、役員俸給旅費日当、事務掌程、社員総会、損益計算分配積立金、印章、補則の九章から がある。これは、

金〇円トシ、基本財産、営業資金ノ二種トス」、「一当組ノ資金ハ各出張所ニ分割セス、総テ東京本所ニ於テ保管ス」、 「一当組社員ノ出資持分ノ権利ヲ相続人ノ外他人ニ売買譲与スルヲ得ス」などの規定がある。 第一章資本金では、「一当三井組ハ従来三井組ニ保管セシ三井家同族ノ共同財産ヲ継承シタルモノニシテ資本総額 第一番目の条や第三番

目の条はすでに定款に定めがある。

第二章営業には注目すべき条項を含んでいる。

三井家同族並分家及旧隷属ノ家産ヲ保管預リヲ為スコ

当組ノ営業ハ資本金ヲ三井家同族ニ貸与シテ三井各商店ノ資本ニ設入シ又ハ有限責任会社ノ資本ニ加盟ヲ為スモノトス

地所家屋田畑山林等ノ不動産及国債証書地方債証書等ヲ所有スルコ

三井銀行エ利付預ケ金ヲ為ストキハ相当ノ抵当ヲ納メシムヘシ、但シ当坐預ケ金ハ此限リニアラス

第 一の条は、営業資金を同族に貸与して、三井各会社に出資させたり、他の有限責任会社に投資させる、

とろうとしているのである。この場合三井同族の投資した三井の会社が破産しても、 すなわち、民事会社三井組は、直接営業を行なわないで、三井組社員に資金を貸与し、社員に投資をさせる形を その会社が無限責任である場合

に はその同族は無限責任を負うが、 この点が非常に重要な点であることは明瞭である。 三井組はその同族に対して債権者であり、 企業破綻の責任をまぬかれえたであろ

の三井家申合家則の一類財産・二類財産に類似した性格をもつのが、 おそらく基本財産の連用の仕方を示したものであろう。 この基本財産である。 安全確実な投資を指示している。

明治十九年

であり、 第四の条は、 かつては三井組それ自体の後身であると規定されたことのある三井銀行に対しても、 三井銀行に利付預ケ金とする場合には、 相当の抵当を納めさせるとしている。 こうした厳重な態度で 自己の営業部門の一つ

臨んでいる。 この条は、 明治二十四年の三井銀行京都支店の取りつけの苦い経験からきたものであろうか

分の一、 ている三井家同族会なる名称が登場している。第七章では、 は「一総会ノ決議 とに積立ておき、 第二章の後半からあとは、 通常積立金十分の二、予備積立金十分の二、 時機をみて基本財産に入れる、としている。また利益金の処分の比率は、 ハ三井家同族会議ニ開申シ認可ヲ受クヘシ」とあって、明治二十六年十一月二日にできたといわ 明治十九年の三井組成規に類した条項が多く、 社員の分配金十分の五、となっていて、営業資金に対する積立 基本財産の収益金は特に決算し、その純益金を毎半期で 総じていえば事務規定である。 営業資金に対する積金十 第六章に れ

されるから、 は保守的で確実な財産形態をとらせ、 ここで民事会社三井組案の性格をかんたんに検討しておこう。まず第一は、 かし共有財産を直接企業に投資した場合、その企業が無限責任会社であれば、 共有財産をいったん同族たちに貸付け、 同族財産の保全の面を担当させ、 その同族の責任において、三井各会社や他の有限責任会社に投 後者は同族に貸付け、 基本財産と営業資金とにわけ、 共有財産はたえず危険にさら 積極的 な投資活 前者に 動をさ

と通常積立金の率がさきの定款とは逆になっている。

変更であるのか、

誤筆であるのか不明である。

資 させる (しかし商法施行と同時に発足した三井諸会社は明治二十六年から四十二年まで合名会社であった)。

これによって、

きであろう。

を担当させる。 井組は新しい事業分野に積極的に進出することができる。すなわち営業資金には、 有限責任を規定している。幾重にも同族財産の保全が考えられているのである。 しかも、 合資会社三井組案も民事会社三井組案もともに、その責任は会社財産の範囲にとどまると、 三井共有財産の積極的進歩的役割

保守退嬰的性格が濃厚であったが、民事会社三井組案にいたる立案のプロセスおよびそれを貫いている意図から、 元方は、 明治十九年の諸家則にあらわれた三井大元方の性格と民事会社三井組の性格とを比較してみると、 三井家の不動産の所有管理を中心とし、付随的に動産の保管の事務をとりあつかっていただけであったから、 明治十年代の大

極的に時流に投じていこうとする姿勢が三井組にあらわれてきたことをよみとることができる。そしてこの姿勢は 明治二十四年八月に三井銀行に入行し、三井家の重役をもかねた中上川彦次郎の登場と密接な関連があったとみるべ

쥞 合資会社三井組契約

某ヲ無限責任社員トシ、其他ノ社員ヲ有限責任社員トス」は、従来の諸案と大いに異なる点であり、合資会社の通常 産ノ賃貸ヲ営業トシ其利益ヲ収ムルヲ以テ目的トス」と合資民事会社案、民事会社案と大差ないが、第七条の「三井 名会社契約」(追一六七八―五)である。「合資会社三井組契約」では、第二条で「当会社ハ商業資本ノ貸付及ヒ不動

合資会社三井組案、民事会社三井組案とやや性格を異にするのが、「合資会社三井組契約」(追八四〇)や「三井合

締結ノ日ヨリ満(年トス、但期間満了前六ヶ月内ニ於テ社員中ヨリ反対ノ申出ナキトキハ此契約ハ(ヶ年間之ヲ更新(空日) 第一章総則。 名称は合資会社三井組 (第一条)、 目的はいまのべたとおり、 営業期間は「当会社ノ営業期間 ハ此契約

の形態となっている。以下要点をあげる。

新 シ 夕 ハ総会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム、但此決議ニ不服アルモノハ更新後一ヶ月以内ニ退社ヲ羔スコトヲ得」 ルモノトス、 爾後期満了後契約更新ノ手続亦同シ、 期間満了前反対ノ申出ラ為シタル者アルトキハ営業期間 (第四条) [ノ更

第二章資本金。 資本金額は記入されていない(第五条)。 各社員の資本金総額に対する出資比率が規定されている(第

7

契約更新のときは退社可能な形になっている。

だけでは、三井の同族が三井組が営業資金を貸付けた会社にどういう形で参加しているのか不明確である。 関連を示していて興味ぶかい。 きない(第十条)。ただし家督相続の場合は別である(第十一条)。社員はその持分を増減できない(第十二条)。 という意味にとるのが自然である。つぎの合資会社三都井組資本部内規にかかげられた諳企業かも知れない。 会社ニ於テモ当然除名セラレタルモノトス」(第十七条)。この第十七条はこの「合資会社三井組」と三井の誇事業との 名する(第十六条)。社員が当会社より営業資金を貸付けた会社を脱退し、またはその会社より除名されたときは、「当 条および第十一条の場合以外は退社できない の持分を譲渡できない(第十三条)。社員が会社の利益を享受する割合はその持分に応ずる(第十四条)。 第三章社員ノ権利義務。 第七条は前述のとおり。 しかし右の営業資金を貸付けた会社というのは何をきすのか。三井組が出資した会社 (第十五条)。 社員は第三者を入社させたり、 社員が当会社に重大な損害を与えた場合は弁償させるか除 自己の地位に代わらせることがで 社員は、 この条 第 几

業務担当社員を社長とする (第十八条)。

寡ト業務担当ノ任アルト否トヲ問ハス総テ平等トス」(第二十七条)。議決権は、 同様である。 総会で決議するには、 社員総会は、 通常総会と臨時総会の二種とする 総社員の五分の三以上の出席が必要(第二十六条)。「社員ノ議決権ハ其出資額ノ多 (第二十二条)。 出資額によらず、平等である、 両者の規定は大体、 従来の諸案と と明記

(第二十九条)。 している。

第六章会計。 従来の諸案と大差ない(第三十三条、 第三十四条)。

総会の議決は特別の定めある場合を除き、

出席社員の過半数による、

|可否同数のときは議長の決定による

書の条項は、 第七章附則。 総社員の同意がなければ変更することができない 当会社はいかなる場合といえども、 存立期間以前に解散することはできない (第三十六条)。 (第三十五条)。 この契約

情を考慮してではなかろうか。この案は、 と分散の可能性を蔵するものであった。この合資会社三井組契約が、 可能性があった。 くりは採用されていない。これまでの諸案では、 共有財産の喪失防止のために、 有権に移行していく可能性があることは、 この契約では、 会社が三井同族に資金を貸付け、それぞれの同族が三井の諸企業や有限責任の会社に出資するから 共有財産のうち一部分が構成員の占有に帰した場合、 同族構成員に責任を負わせようとした従来の諸会社案は、 農村・山村における共有地、 事業の破綻による破産の危険をおかしても、共有財産の分割阻止に力点を 同族は三井の共有財産に対して、貸借関係を通して自立性を高める 同族の自立性を押さえているのは、 共有林野の分割過程をみればあきらかである。 年数がたつにつれてそれが分割されたり、 右の理由で共有財産の分割 とうした事

<u>공</u> 合資会社三都井組

おいているとみなければなるまい。

事会社案からそう遠くないものと思われるが、 合資会社三都井呉服店の五社およびその社員に対して一定額の貸付をなすことを目的としたものである。 合資会社三都井組」案は、合資会社三都井銀行、三都井物産合資会社、 名称をすべて「三都井」としたところに問題がある。 三都井鉱山合資会社、 三都井工業合資会社、 旧 商法によると、

四

三都井工業合資会社

丼」をすてるぐらいだから、有限責任か無限責任かの重大問題がこれと関連していたとみるべきではな かろう か。 「三都井」と字を変え、有限責任制をとろうと試みたものと推察される。 確たる証拠はないが、人口になじんだ「三

社名に社員の氏を用いたときは、その社員は無限責任を負うとの定めがある(第百三十九条)から、「三井」とせずに

「合資会社三部井組資本部内規」はつぎのとおりである。

合資会社三都井組資本部内規

第 条 商業資本ノ貸付ハ当分ノ内左ノ諸会社及ヒ其社員ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

三 三都井鉱山合資会社

合資会社三都井銀行

五 合資会社三都井呉服店

第二条 各会社ニ対スル貸附金ノ額ハ左ノ定限ヲ超ユルコトヲ得ス

一 合資会社三都井銀行 金 円以内

三都井物産合資会社 金 円以内

三都井鉱山合資会社 金 円以内

四 三都井工業合資会社 金 円以内

五 合資会社三都井呉服店金 円以内

第三条 各会社ノ社員ニ対スル質付金ハ其会社ノ出資ヲ目的トスルモノニ限

コトヲ要ス

前二条ノ範囲内ニ於テ貸付ヲ為サントスルトキハ社長ハ子メ役員会議ニ提議シテ共議決ヲ経タル後テ総会ノ承認ヲ得ル

第六条

第五条 貸付金ニ対スル利息ハ制限法ノ範囲内ニ於ケル最高率ニ依リ之ヲ定ムヘキモノトス、但シ役員会議ノ議決及ヒ総会ノ承

会社ノ営業ノ状況ニ依り先取特権ヲ保有スルノ利使ヲ認メタルトキハ其会社ヲシテ担保ヲ供セシムルコトヲ要ス 諾アルトキハ其利率ヲ低減スルコトヲ得

第七条 此内規ハ役員会議ノ議決及ヒ総会ノ承認アルニ非サレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

る すなわち、 としている。合資会社三都井組の定款をみていないが、三都井としている以上、有限責任制を目ざしていたもの 三都井組は、 銀行・物産・鉱山・工業・呉服の五合資会社およびその社員に一定限度の資本を貸しつけ

(七) 三井合名会社契約

であろう。あきらかに持株会社類似の制度を目ざしているのである。

との契約案は明治四十二年に発足した三井合名会社の基本的な形態と類似している。 もっとも大きい相違は、 各営

業部が株式会社になっていないことである。

第一章総則では、当会社は合名会社の法制に従う(第一条)。当会社は左の事業を営むを目的とする(第二条)。

銀行事業

物産売買、外国貿易の事業

鉱山事業 機械製作、生糸製造、

四

絹糸及び絹紡績の事業

呉服類販売、裁縫染繡の事業

Ŧī. 地所売買及び賃貸の事業

六

当会社は、 銀行部、 物産部、 鉱山部、 工業部、 呉服部、 地所部の営業部をおく (第四条)。会社の存立期間は三十ヵ (698)

23

旧商法の施行と三井諸企業の改組

郎 出資は、 ・守之助・武之助・養之助・得右衛門各五八万五〇〇〇円 第二章資本金においては、 三井八郎右衛門三四五万門、 資本金総額を一五〇〇万円、増資の場合は各自の出資を平等に増加する(第七条)。 同元之助・源右衛門・高保・八郎次郎・三郎助各一七二万五〇〇〇円、 (第八条)。各営業部の資本金はつぎのとおり (第九条)。 同復太 分担

年、

更新の際不服の者は退社できる

(第六条)。

工業部 鉱山部 物産部 地所部 吳服部 銀行部 =; 三,000,000円 三 Ħ, 000 五〇〇、 八五〇、 8 六五〇、 000円 OOO円 〇 〇 円

たり、 に重大な損害を与えたときは除名するか損害を賠償させることができる(第二十二条)。 五条の場合以外は退社できない したり死亡したときは家督相続人が継承する(第十五条)。 担する 第三章社員の権利義務。 担保に供することはできない (第十条)。 社員は第三者を入社せしめたり、 各社員は第三者に対して無限責任を負うが、 (第十九条)。 社員は当社と類似の業務を営んではいけない (第二十条)。 (第十七条)。 損益の負担と享受は持分に応ずる (第十八条)。 第三者を己の地位に代わらせることはできない(第十一条)。 社員の持分比率は変更できない(第十六条)。 社員間においては出資の額に応じて責任を分 社員は第六条、 社員が当会社 持分は譲渡し 隠居 第十

社の各営業部に部長および理事を置く(第二十六条)。 第四章役員。 社員の互選によって一名の業務担当社員を定め、 当会社の重役会議は総長、 これを三井合名会社総長とする 各部々長、 理事をもって 組織する (第二十二条)。 当会

研

究 (安岡)

よる、可否同数のときは議長の決定による、 第五章社員総会。 (第三十五条)。 社員の議決権はその出資額によらず、 通常および臨時総会がある(第三十一条)。 議長も自己投票権をもつ(第三十八条)。 すべて平等とする (第三十六条)。 総会は社員の五分の三以上の出席がなければ決議でき 議決は出席社員の過半数に

第六章会計。 月・七月の二期制 (第四十三条)、 毎期の純益のうち二分の一以上は積立金としなければ なら な ζì

社員の同意を必要とする (第四十六条)。 第七章附則として、当社はいかなる場合といえども存立期間中は解散できない (第四十五条)、 この契約の改定は総

社契約の添削の様子から、合名会社三井組契約と三井合名会社契約との相違点の主な箇所を検討しておこう。 すなわち三井組契約 いても同様、 および物産会社は別個の企業にするよう企画されていたように思われる。 第三条の事業についてみると、後から銀行事業と物産売買、外国貿易の事業の二つが加えられていた。 との- 「三井合名会社契約」(追一六七八-五)は、もと「合名会社三井組契約」として起草されている。三井合名会 当初は銀行・物産は省かれている。それに対して、第四条、 (以下前者とする)では、本部を含めて五部制であったが、三井合名会社契約(以下後者とする)で 第五条の営業部、 第九条には本部が最初に掲げられていた。 第九条の営業資本金につ 当初は銀行

されている。 における各家の持分比率と同じであるし、 第八条の出資金の規定は、 総領家・本家・連家の比率は、二三〇対一一五対三九の割合となっており、 前者では「一、 明治四十二年の三井合名会社の資本金の出資比率と同じである。 百分ノ 某」というように比率で示されていたが、 これは明治三十三年の家憲 後者では金額で示

は本部を削り、

銀行部、

物産部が加えられ六部制となったのである。

に復したことである。これによって、損益の負担と享受は出資額に応ずるが、発言・議決権は平等、 総テ平等トスとあったのが、 つぎの大きい変更は、第三十五条が当初、 いったん「社員ノ議決権ハ其出資金額ノ多寡ニ準ス」と改訂され、 「社員ノ議決権ハ其出資金領ノ多寡ト業務担当ノ任アルト否トヲ問ハス さらに再転して原文 という形をとっ

たことになる。

がいないが、 もちろん、明治二十五年の契約では、銀行業以下六事業はすべて、独立の株式会社になっていない点で重大な相違が あるが、明治四十二年の形態が、すでに明治二十五年の段階で考えられていたことは十分注目に価する事実である。 た形である。その意味でこの三井合名会社は十数年のちの明治四十二年秋の三井合名会社の組織形態と酷似している。 合名会社のなかに三井の全事業が収められ、それまで独立していた各企業は三井合名会社のそれぞれ一事業部となっ 前者では、 た六部制になっている点であろう。これはたんに部の数の問題ではなくて、企業形態上、重要な問題をはらんでいる。 機構上のもっとも大きい変更は、 この案が実施されなかったことは周知のとおりである。もっとも大きい難点は、一事業の齟齬が、三井合名会社の 全財産に及ぶ企業形態であったことであろう。 合名会社三井組と並んで三井銀行および三井物産が存在する形であったと推察されるが、後者では、 とのような危険性をおかしてまでそれを実現するにはいたらなかったのであろう。 前者では本部を含む五部制であったのが、 おそらく全事業の有機的結合の必要性は痛感されていたにち 後者では本部を除き銀行、 物産を加え

4 同、追六八六。
2・3 三井文庫文書別一九四六十一〇。注1 前稿「明治十年代の三井組」参照。

h

たんにのべよう。

三、合名会社制度の採用とその意味

に に改組された。 .ずれも無限責任の合名会社として発足したのである。いずれも合資会社として発足が予定されていたと思われるの 商法施行の明治二十六年七月一日には、 合名会社として発足した事情は、 つづいて、同年九月七日には越後屋呉服店が合名会社三井呉服店に改組された。三井家の四大事業は、 三井銀行改組の事情のなかで語られているとみられる。 私盟会社三井銀行、 三井物産会社、 三井鉱山合資会社はそれぞれ合名会社 その点について以下か

どして組織改正の草案を練り、二十六年五月に一応の成案をえた。それは従来の無限責任の株式会社である無名会社 社ニ為ストキハ商法制定厳重ナルハ勿論、 組織から、 委員を命じて、 備に着手しており、 二十六年(一八九三)七月一日から実施される商法の施行に応じた組織の改正の問題があった。との問題は以前から準 三井銀行副長に就任した中上川彦次郎に課せられた当面の問題の一つとして、二十三年 (一八九〇) 四月に公布され、 合資会社に改める計画であった。三井家に対しては、 改めて本格的な準備にかかった。 海外へ調査に行ったりしていた。二十五年(一八九二)六月には高橋義雄を委員長とする定款起草 株主ノ権利ニ於テモ種々実地煩敷事柄在」之、 商法の起草者であった梅藤次郎博士を毎週一回招いて講義を聞くな 中上川はこの案をつぎのように説明した。 向来不為ト考候、 就ハ御同 株式会

すわけでもないから、

苗ノ株主ニテ合資会社ノ組織ト為シテハ如何候哉

資本金を二○○万円から五○○万円へ増加させようという案もあったが、

これは実施にいたらなかった。さきの三井合名会社案では銀行部は資本金五○○万円と予定さ

資本を増額させたからといって信用

ある。」

から、 れていたことと考えあわせるとおもしろい。なお、当時の資本金二○○万円中、約四○万円は行員の所有株であった 二十五年末決算による一株あたり実価一七〇円に割増しを加えた二〇〇円でもって大元方へ買いあげることが

提案され、

率直に言えば、三菱を標的として合資会社、三井を標的として合名会社の条文が生れたのである」と話したのをきき 眼として起草されたものである。若し三井銀行が合資会社組織によるものとせば、この商法には合名会社といふ条項 中上川の提案で合名会社三井銀行として発足することになったという。 を必要としないのである。三井家の如き十数家の資本とその保留蓄積から、こゝに合名会社を必要としたのである。 銀行案」を開きながら、 の伝記を引用して、 合資会社案は渋沢栄一のすすめにより、一転し、三井銀行は合名会社として発足する。そのいきさつは、小林 『三并銀行八十年史』に記されている。それによると、仮評議会の席上、渋沢が「合資会社三井 「日本の商法は三井、三菱といふが如き資本家の財産保護と、その運営による富国強兵を主

社へ変ることになる。 無限責任の株式会社であった。そして、この時施行された商法では、合資会社は有限責任とすると定めていたのであ さらに三井銀行八十年史は、その意味をつぎのように解釈している。 したがって、今次の改組において、もし合資会社組織を採用するとすれば、当行は無限責任会社から有限責任会 純然たる民間の金融機関となることに努めていた当行としては、この点に重大な顧慮を必要としたので これは恐慌後間もない当時の世人に対して不安の念を与える憂い少なしとしない。 「当行従来の組織は、 くり返し述べ 特に官金取 たとおり、

第百三十六条 かし明治二十六年施行の旧商法においては、 社員ノ一人又ハ数人ニ対シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任カ金銭又ハ有価物ヲ以テスル出資ノミニ限ル 合資会社は必らずしも有限責任制とはきまってい ない。

Ŧ

第百三十九条

以上のような経過で主要事業はいずれも、

合名会社として発足したが、三井組の本部にあたる部門は、

三井組内部 ついに会社

研

ナル文字ヲ附ス可シ 社名ニハ社員ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス但無限責任社員ノ氏ハ此限ニ在ラス又社名ニハ何レノ場合ニ於テモ合資会社

若シ社名ニ社員ノ氏ヲ用ヰタルトキハ其社員ハ此カ為メ当然会社ノ義務ニ対シテ無限ノ責任ヲ負フ

は的はずれというべきであろう。 たとみるべきであろう。一だとすれば、 会社三井銀行には、 任を負わねばならなかった。小林一三の自伝が記すように「合資会社三井銀行案」なる名称が事実であればこの合資 とあるように、 別段の定があったり、 無限責任を負う社員が存在したことになり、結果としてこの合資会社三井銀行は無限責任であっ 合資会社案から合名会社案に急遽変更された点についての八十年史の右の解釈 社名に社員の氏を用いた場合には、 特定の社員は、会社の義務に対して無限責

またたとえば、『高朗史料』には、明治二十六年七月一日、「商法実施につき、三井組の名称を廃止す」とあるのに、 十六年の三井家同族会をめぐる諸問題は、 形態をとらなかった。 同年十一月二日に三井組を三井元方と改称、三井同族会設置とされる(『三井銀行八十年史』年表)ようなくいちがい では若干の問題が残されたようである。 その理由は現在不明である。しかし、本部が明確な組織形態をとらなかったため、 明治二十四年十二月に作られた三井家仮評議会、二十五年の同族客会、 いまことで明らかにできないが、その間の事情の一端を示すものである。 同二 ゕ゙

ついに四つの事業に無限責任の合名会社形態をとらせねばならなかった三井家は危険分散のためにいかな

これは三井組本部が明確な組織形態をとらなかったことに伴う一つの混乱であろう。

この問題について

生じている。

は別に検討したい。

る。

 \equiv

各企業の所有者ないし社員がどう変化したかをみる必要がある。 る方策を講じたかについてのべておこう。そのためには、明治初年から合名会社契約成立の明治二十六年六月の間に

各会社の社員(株主)の変化

三井 銀行 明治九・七・ 八郎右衛門、三郎助、次郎右衛門、元之助、源右衛門、八郎次郎、宸之助、篤次郎、 則右衛門

大元方、旧隷属三七四名

明治二六・六・ 八郎右衛門、元之助、高保、八郎次郎、守之助

明治九・七・ 武之助、 養之助

二六・六・ 武之助、 養之助

井 鉞、 ĮЦ 明治二一•一•四 三并組、三非物産、三并銀行

二五・六・二四 八郎右衛門、長五郎(元之助)、源右衛門、高保、八郎次郎、三郎助、復太郎、守之助、武

之助、養之助、得右衛門

11六・六・

源右衛門、三郎助

明治六・三

三井呉服店

九・六・三〇 越則兵衛、同喜左衛門、 三越則兵衛、則左衛門、喜左衛門、得右衛門 同得右衛門

二六・六・ 復太郎、得右衛門

三越得右衛門

三井諸会社は、 とのことは合名会社三井銀行は、発足間際まで合資会社制度を採用しようとしていたことから推察できる。 商法施行時には上述したようにそれぞれ合資会社(有限責任)制度を採用しようとしていたと思われ

しか

研

井三郎助の二名となってしまう。

かに歴然としてあらわれている。 れの会社の無限責任社員とならなければならなかったであろう。 「三丼」を名のる以上は三井氏は無限責任を負わねばならなかったはずであるから、 無限責任を負おうとしなかったことは三越分離および三井銀行、 極力、 有限責任の道を模索し、 三井物産、 三井鉱山の創立の歴史のな 同族十一家の誰かがそれぞ それが不可能である

た5 同十二月十三日に残り半額が払い込まれている。総領家五〇万円、本家二五万円、 とにかく有限責任制をとろうとしていたことはあきらかである。資本金の払込みは、二十五年十一月十一日に半額、 資会社ト称スヘシ」としている。 であったからであろう。 立であるが、 最後の三井鉱山合資会社設立の事情をかんたんにのべておこう。三井鉱山合資会社は明治二十五年六月二十四日設 ところが二十六年六月三井鉱山合資会社が三井鉱山合名会社へと改組されたときには、 同年四月四日付の定款によれば、社員は十一家全員となっている。 定款第一条は「当会社ハ有限責任合資会社ノ法制ニ従ヒ組織シ其社名ヲ有限責任三井鉱山 そして「有限責任」という文字はあとから消されている。 これは同社が有限責任制をとる予定 連家五万円、 商法施行以前の段階では 社員は三井源右衛門と三 計二〇〇万円であっ

社員全員が無限責任を負うことになり、三井十一家の当主が四つの合名会社の社員になることは、 がそれぞれ社員となった。 三井八郎右衛門(総領家)、同元之助、 ると危惧強いことであった。そこで十一人を分割して各会社会社の社員としたものと思われる。すなわち三井銀行は 合名会社三井銀行発足時のエピソードが示すように、三井各会社は合名会社として発足するが、 (以上連家)、 三井鉱山は三井源右衛門、 とのようにして一会社の破綻により他会社が共だおれとなることを防いだのであった。 同高保、 三郎助 同八郎次郎(以上本家)、同守之助 (以上本家)、三井呉服店は三井復太郎、 (連家)が、三井物産は三井武之助 同得右衛門 事ある場合を考え この制度であ (以上連家

同 同

七八〇ページ。

社の創立についてもみられ たので あっ 72

『三井銀行八十年史』一二五ペー

ジ

一二六一一二七ページ。

社員一覧 (明治26年6月) 合名会社三井呉服店 合名会社三井銀行 三非物産合名会社 三井鉱山合名会社 会 社 名 氏 名 三井八郎右衛門 (総領家) 0 元 之 助 (本 家) 0 源右衛門 .) 0 高 保) (" 0 八郎次郎 ") 0 Ξ 郎 助) 0 復 太 郎 (連 家) 0 守 之 助) 0 武 之 叻) 0 養 之 0 助) " 得右衛門) (\bigcirc 11 社員、 ば、 ζ, つの虚構である。

名会社には、 の社員とならねばならない。 重複関係は清算され、 要するに、 明治二十六年六月には、 共有財産の各部分が出資されているので、 いずれの家もどれか一つの合名会社の社員になるのみとなっている。 旧商法施行前の三井鉱山合資会社がそうであった。 三井十一家がそれぞれ合名会社の社員になるが、三井銀行や三井鉱山 実態に即した形をとろうとすれば、三井十一家がともに各社 しかしそうすれば、 すなわち、 一社の破綻は全 それぞれの合 の社員の

組織上の巧妙さは、三越の分離と復帰、 会社は無限責任制であるが、 会社に累は及ばない。 ば三井呉服店が破産しても、 それぞれ別人がなったものと思われる。 共有財産は分割されていないのに、 それぞれの合名会社に有限責任しか負っていな まことにおどろくべき巧妙さである。 全企業に及ぶことになる。 しかしこの虚構によって、 したがって、 他の九家および三合名 三井一族全体からみれ これをさけるため、 それぞれの合名 各会社の社員は 三井物産会 これはひと とうした たとえ

もって前稿であきらかにしたとおりである。

研

5 4. 安岡重明 三井文庫文書、追六八七—一二。 「明治中期の三井組大元方勘定目録」 (『同志社商学』第一九巻第四号、一九六八年) 参照

ま لح

Ø)

のは、 をもたらしたとみられるが、主要事業は合名会社に改組され、その後順調に発展した。このことは財産増加の数字を の発足の意味を追求してきた。民事会社三井組が、かずかずの計画がなされたにもかかわらず、発足せずに終わった 以上われわれは、民法・商法公布の前段階から旧商法施行の時点までの三井諸企業の改組案および合名会社として 民法施行延期と関係があるだろう。共有財産の所有主体が組織的に定着しなかったことは、 組織上若干の混乱

とってほとんど問題にならなかった当時、諸企業の責任制度が無限責任制にかたむくことは、阻止しえなかったであ 共有財産をもって直接企業に投資することによって生ずる危険性とがテンビンにかけられたにちがいない。共有財産 責任でありえたが、「三井」を名のれば有限責任制はとりえなかったと思われる以上、 を直接企業に投資してもその企業が有限責任制をとっておれば危険はない。しかし旧商法のもとでは合資会社は有限 えなかったことおよびその意味についてであった。第一の問題については、 本稿で検討したのは、一つは民事会社三井組における共有財産とその所有者としての同族構成員との関係である。 しかし、諸案はその危険をおかしても、共有財産分割の可能性を圧殺しておこうとしているようにみえる。 諸企業の会社形態としては、有限責任の合資会社形態が希望されたが、結局合名会社として発足させざるを 三井家の共有財産が分割される危険性と 株式会社制度採用が三井家に 分

井では諸企業に合名会社制度を採用したが、

明治三年以来模索されつづけてきた有限責任制度への努力は続けられ、

かつ事実上達成していたことをあきらかにしたのである。

は である。 なくとも対社会的には三井家の共有財産は十一家の間で分割された形をとったのである。この間の関係を処理するた 割の可能性をもつ民事会社三井組案が否決されたのは、 なるととによって三井組全体からみれば、各会社に対しては有限責任しか負っていないととになる。類似のからくり 第二の合名会社制採用の問題は、すでにのべたように四つのグループにわけられた同族が四つの合名会社の社員に 十一家の間では、 明治九年の三井物産会社発足にさいして採られたことは、前稿であきらかにした。 とのことは新商法施行前段階に行なわれた四合名会社の改組の事情をみればあきらかである。 実際は分割するのではない旨の契約をかわしていたであろうことは、もう疑う余地のない事柄 その故であろうか。この点は資料不足で断定できな しかしこのことによって、少 ことでは、三

(一九六八・二・一〇稿)